

令和5年度

財政援助団体等監査報告書

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

川西市監査委員

令和6年2月13日

川西市長
越田 謙治郎 様

川西市監査委員 小林 宏

川西市監査委員 向山 愛子

川西市監査委員 中井 成郷

財政援助団体等監査報告書の提出について
(社会福祉法人 川西市社会福祉協議会)

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果
について、同条第9項の規定に基づき提出します。

財政援助団体等監査報告書 (社会福祉法人 川西市社会福祉協議会)

1 監査の基準

地方自治法の規定に基づき、川西市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

財政援助団体監査、出資団体監査、公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

3 監査の対象

- (1) ・対象団体 社会福祉法人 川西市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）
・市所管部局 福祉部 地域福祉課、障害福祉課、介護保険課
こども未来部 こども政策課、こども支援課

(2) 財政援助団体監査及び出資団体監査

市社協における令和4年度の市補助金収入（一般会計）に係る出納その他の事務の執行。

(3) 公の施設の指定管理者監査

市社協が令和4年度において指定管理者に指定されている市の社会福祉施設（福祉部所管7施設・こども未来部所管2施設）のうち、下記2施設（福祉部地域福祉課所管1施設・障害福祉課所管1施設）の指定管理に係る出納その他の事務の執行。

- ① 一の鳥居老人福祉センター
- ② ひまわり荘

4 監査事務の引継ぎ

監査中に議会選出監査委員の就退任があったので、前任者 田中 麻未 監査委員（令和5年10月26日退任）が行った監査事務は、後任者 中井 成郷 監査委員（同年10月27日就任）が引き継いだ。

5 監査の着眼点及び主な実施内容

市社協に対し、令和4年度における財務全般及び指定管理に関する書類の提出を求めるとともに、市所管部局に対し、補助金交付関係書類及び指定管理に係る協定書等の関係書類の提出を求め、次の事項を主眼点として関係書類を調査するとともに、必要に応じて関係者から事情聴取する方法により実施した。

(1) 財政援助団体監査及び出資団体監査

（財政援助団体及び出資団体側）

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 交付された補助金が、交付目的に沿って適正に執行されているか。
- ・ 補助金に係る収支等、出納全般に係る処理が、会計基準等の諸規定に基づき適

正に処理されているか。

(市所管部局側)

- ・補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。
- ・補助金の算定及び支出方法、時期、手続き等が適正に行われているか。
- ・補助団体に対する指導監督が適切に行われているか。

(2) 公の施設の指定管理者監査

(指定管理者側)

- ・関係法令・協定書・事業計画書等に則って、適正かつ効果的に施設管理業務が履行されているか。
- ・施設管理に係る出納全般の処理が適正に処理されているか。

(市所管部局側)

- ・業務の履行確認について、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ・指定管理料の算定及び支出方法、時期、手続き等は適当か。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：監査委員室、監査委員事務局、市所管部局、市社協及び指定管理施設

実施日程：令和5年10月20日から6年1月30日まで

7 監査の結果

上記1から6(4を除く)までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった当該財政的援助及び出資並びに指定管理に係る出納その他の事務の執行が目的に沿って行われていることがおおむね認められた。

しかし、出納その他事務の執行について、別項の指摘事項等に記載のとおり、一部、改善及び検討を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい(指摘事項等は、それぞれ監査時点のものである。)

なお、留意、改善すべき事項のうち、軽微な事項については、その都度、口頭で指示したので省略している。

(注) 本報告書における表示方法は、下記のとおりである。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 文中の金額 | 原則として万円単位で表示し、表示単位未満は切り捨てた。 |
| (2) 表中の金額 | 原則として千円単位で表示し、表示単位未満は四捨五入した。したがって合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。 |
| (3) 文中・表中の比率 | 表示単位未満の端数を四捨五入した。したがって合計と内訳の計、差引が一致しない場合がある。 |

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

1 概要

(1) 名称、所在地、沿革等（令和5年3月31日現在）

ア 名称：社会福祉法人 川西市社会福祉協議会

イ 所在地：川西市火打1丁目12番16号（キセラ川西プラザ 福祉棟1階）

ウ 沿革：

昭和	29年	8月	設立
	35年		心配ごと相談所開設
	39年	4月	善意銀行開設
	50年	3月	社会福祉法人認可
	51年	7月	川西市ボランティア活動センター設置
	58年	4月	地区福祉委員会設置
平成	11年	10月	すこやかサービスセンター開設
	12年	4月	介護保険事業開始
	12年	7月	かわにしファミリーサポートセンター事業開始
	15年	4月	障害者支援費事業開始（居宅介護、移動介護）
	23年	4月	社会福祉法人 川西市社会福祉事業団（以下「市事業団」という。）と合併 合併により12施設の指定管理者を引継
	24年	4月	川西市社会福祉施設12施設の指定管理者の指定を受ける（～29年3月31日）
	24年	10月	川西市成年後見支援センター“かけはし”、障がい者虐待防止相談窓口を開設
	26年	9月	指定管理施設の湯山台デイサービスセンター廃止
	27年	4月	ひまわり荘が湯山台に移転
	29年	4月	川西市社会福祉施設11施設の指定管理者の指定を受ける（～令和4年3月31日）
	30年	9月	市社協事務局がキセラ川西プラザに移転
	31年	3月	指定管理施設の緑台デイサービスセンターと久代デイサービスセンター廃止
令和	2年	12月	川西市障がい児(者)地域生活・就業支援センターを川西市障がい者基幹相談支援センターに移行
	3年	4月	川西市成年後見支援センター“かけはし”が中核機関を受任
	4年	4月	川西市社会福祉施設9施設の指定管理者の指定を受ける（4施設は7年3月31日、5施設は9年3月31日まで）
	5年	3月	一の鳥居老人福祉センター・緑台老人福祉センター入浴事業廃止

《 ※ 市事業団の沿革等 》

昭和	56年	3月	社会福祉法人認可
	56年	4月	川西市心身障害者福祉センター、市立養護老人ホーム北摂満寿荘（現：満寿荘）開設（受託管理）
	56年	5月	知的障害者通所授産施設小戸作業指導所（現：小戸作業所）開設（受託管理）
	60年	5月	川西市デイサービスセンター〔名称変更：湯山台デイサービスセンター（平成26年9月廃止）〕及び身体障害者通所授産施設川西作業指導所（現：川西作業所）開設（受託管理）
	61年	4月	川西市老人福祉センター（現：一の鳥居老人福祉センター）開設（受託管理）
	61年	5月	川西市老人児童センター（現：久代老人福祉センター及び久代児童センター）開設（受託管理）
平成	元年	7月	在宅障害者デイサービス施設ひまわり荘、知的障害児通園施設いずみ園・身体障害児通園施設あゆみ園（統合後：川西さくら園）開設（受託管理）
	6年	6月	川西市緑台デイサービスセンター及び川西市緑台老人福祉センター開設（受託管理）
	10年	6月	川西市久代デイサービスセンター開設（受託管理）
	15年	4月	川西市障害児（者）地域生活支援センター（現：川西市障がい者基幹相談支援センター）開設（受託管理）
	18年	7月	川西市社会福祉施設14施設（老人憩いの家2施設含む）の指定管理者の指定を受ける（～21年3月31日）
	21年	4月	川西市社会福祉施設13施設〔老人憩いの家1施設（鶴寿会館は22年3月31日で終了）を含む〕の指定管理者の指定を受ける（～24年3月31日）
	23年	4月	市社協と合併

(2) 市事業団との合併について

市社協は、川西市（以下「市」という。）における社会福祉事業その他社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として昭和29年8月に設立され、以降、各種福祉サービス、相談事業、ボランティア活動支援、共同募金活動への協力等、地域福祉推進の中核としての役割を果たしてきた。

市事業団は、市が全額出資して昭和56年3月に社会福祉法人として認可され、以降、市設置の「公の施設」である社会福祉施設等の管理を受託し、福祉サービス提供事業者として地域福祉推進の役割を担ってきた。

平成23年4月に、市社協が市事業団を吸収するかたちで合併しているが、これは、地域福祉推進の役割を担ってきた両法人が合併することにより、法人全体の事務処

理の効率化を図るとともに、福祉サービスの質的向上や新たな福祉課題への対応力の向上を図ることで、地域福祉の向上に努めることを目的としたものである。

(参考)

※ 社会福祉協議会

社会福祉法第 109 条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として設置されている営利を目的としない民間組織である。各地域における地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育等の関係機関の参加・協力のもと、地域における総合的な福祉の推進を図るために、さまざまな活動を行っている。

※ 社会福祉事業団

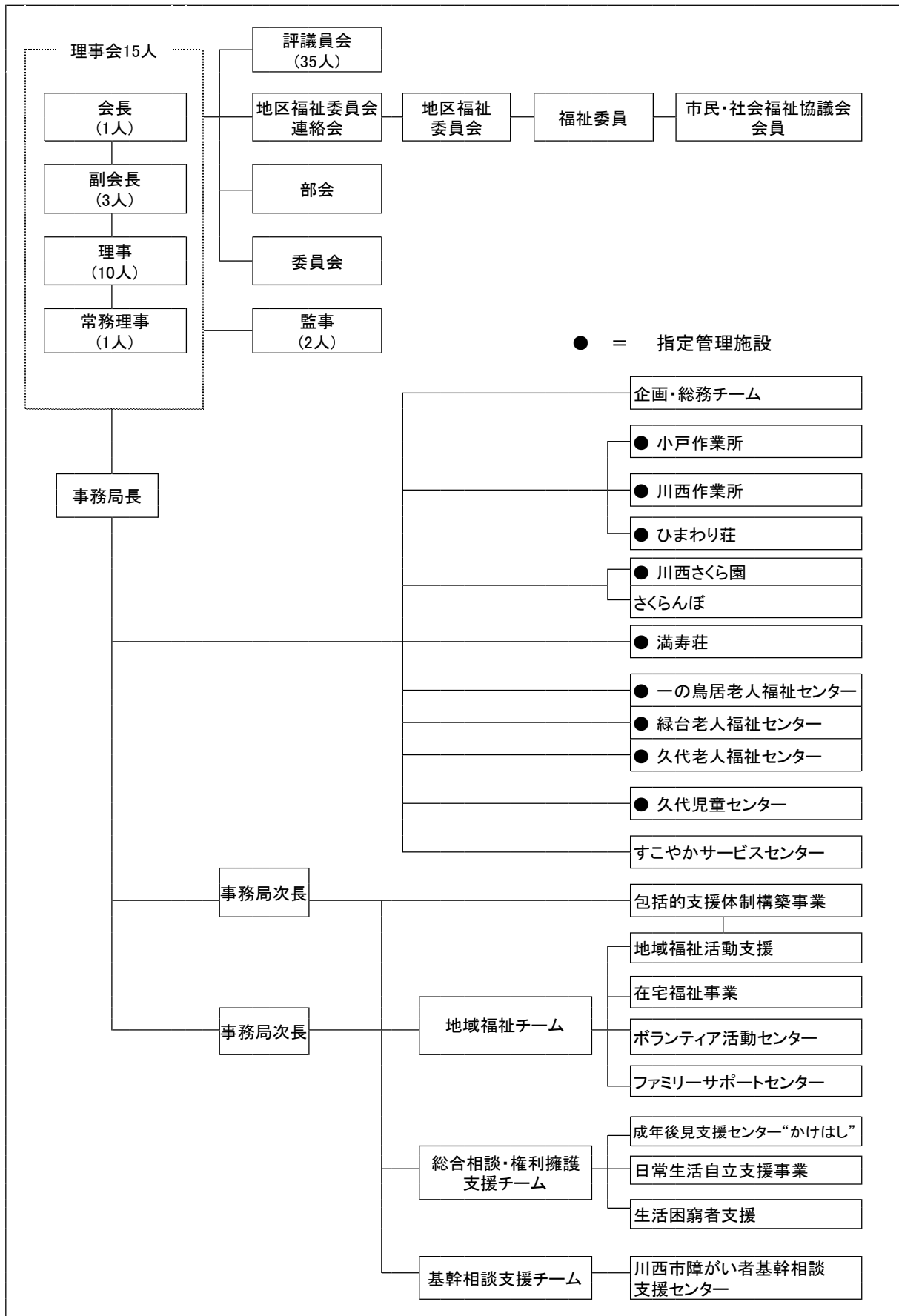
昭和 46 年 7 月 16 日付社庶第 121 号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「社会福祉事業団等の設立及び運営基準について」に定める基準に基づき設立された社会福祉法人格を持つ団体で、地方公共団体が設置した社会福祉施設の受託経営等を行うことを目的として設立されている。

(3) 組織

組織は、執行機関としての理事会、議決・審議機関としての評議員会、地域での地域福祉推進組織としての地区福祉委員会、善意銀行運営委員会等の専門委員会及び事務局等で構成されている。

役員は、理事 15 人（会長 1 人、副会長 3 人、常務理事 1 人を含む）及び監事 2 人である。評議員 35 人は、地区福祉委員会の代表、当事者団体、教育関係団体、保健医療関係団体等の選出区分から選出されている。地区福祉委員会は、概ね小学校区ごとに設けられ、コミュニティ推進協議会、自治会、民生委員児童委員、社会福祉関係団体等から選出された福祉委員で構成され、地域の福祉活動を推進する住民組織となっている。

組 織 図 (令和4年度)



(4) 職員等

令和4年度（6月1日現在）における職員等の状況は、次表のとおりである。

職員等の状況(4年度 所属・施設別)

(単位:人)

所属・施設名等	派遣職員	職員	専門職員	嘱託職員	臨時職員	嘱託医	再雇用	合計
法人本部	2	2						4 (0)
企画・総務		2	3		1		1	7 (0)
すこやかサービスセンター					25		2 (1)	27 (1)
地域福祉チーム		6 (3)	2	3	3			14 (3)
総合相談・権利擁護支援チーム		6 (3)	2 (1)	1	11			20 (4)
包括的支援体制構築事業		1						1 (0)
基幹相談支援チーム		4 (1)	2		1			7 (1)
心身障害者総合福祉センター		1 (1)						1 (1)
小戸作業所		10 (2)			13 (2)	2	2	27 (4)
川西作業所		3 (2)	1		6	1 (1)	3 (1)	14 (4)
ひまわり荘		1	4 (1)		8	1		14 (1)
川西さくら園		11	9		17	2 (1)	1	40 (1)
さくらんぼ		5 (4)	1		9 (1)			15 (5)
満寿荘		1	17 (7)		12 (1)	2	4 (1)	36 (9)
一の鳥居老人福祉センター					3		1	4 (0)
緑台老人福祉センター					4		1	5 (0)
久代老人福祉センター			1				1	2 (0)
久代児童センター			3 (1)		1		1 (1)	5 (2)
合計 (※)	2 (0)	53 (16)	45 (10)	4 (0)	114 (4)	8 (2)	17 (4)	243 (36)

※ ()内は、兼務人数。 合計職員の実数は、243人から36人を差し引いた207人である。

職員合計は207人〔上表合計欄243人から()内の兼務人数36人を差し引いた人数〕で、そのうち、市からの派遣職員は2人である。

(5) 事業内容

定款第2条に定める事業内容は、次のとおりである。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業の研究及び総合的企画
- (4) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (5) 前各号のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (7) 共同募金事業への協力
- (8) ボランティア活動の振興
- (9) 心配ごと相談事業
- (10) 善意銀行に関する事業

- (11) 生活福祉資金貸付事業
- (12) 居宅介護等事業（老人居宅介護等事業を含む）の経営
- (13) 障害福祉サービス事業の経営
- (14) 移動支援事業の経営
- (15) 日常生活自立支援事業
- (16) ファミリーサポートセンター事業の経営
- (17) 養護老人ホームの経営
- (18) 障害児通所支援事業の経営
- (19) 老人福祉センターの経営
- (20) 児童館の経営
- (21) 地域活動支援センターの経営
- (22) 老人短期入所事業の経営
- (23) 相談支援事業の経営
- (24) 障害児等療育支援事業の経営
- (25) 成年後見支援センターの経営
- (26) その他この法人の目的達成のため必要な事業

2 市との関係

(1) 財政援助の状況

令和4年度の市補助金収入合計額は9,004万円で、内訳は、社会福祉協議会補助金収入8,320万円、ボランティア活動支援事業補助金収入668万円、市民後見活動推進事業補助金収入15万円である（詳細は17～18P参照）。

市社協の事務所として、市の建物（キセラ川西プラザ福祉棟517.97㎡）の行政財産使用許可を受け、同使用料と光熱水費等負担金の免除を受けている。

(2) 出資の状況

市から3,046万円の出資を受けている。各施設等の事業開始に合わせて市が市事業団に出資したものであり、現在の内訳は、次表のとおりである。

出資の状況

(単位:千円)

事業名称	金額	事業名称	金額
法人運営	3,000	満寿荘	5,000
小戸作業所	3,500	一の鳥居老人福祉センター	1,150
川西作業所	1,767	緑台老人福祉センター	1,635
ひまわり荘	4,300	久代老人福祉センター	990
川西さくら園	8,000	久代児童センター	1,120
		合 計	30,462

(3) 公の施設の指定管理の状況

令和4年度では、市が設置している社会福祉施設9施設（詳細は21P参照）について、市から指定管理者制度に基づく指定管理者の指定（地方自治法第244条の2第3項）を受けている。

指定管理料収入と指定管理期間は、小戸作業所3,263万円・川西作業所1,146万円・ひまわり荘3,384万円・川西さくら園5,467万円・満寿荘7,312万円は4年度から8年度までの5年間で、一の鳥居老人福祉センター1,880万円・緑台老人福祉センター2,425万円・久代老人福祉センター1,104万円・久代児童センター1,649万円は老人福祉センター3施設の廃止予定に合わせて4年度から6年度までの3年間で、4年度の指定管理料収入合計額は2億7,634万円である。なお、現在は9施設とも、非公募により指定管理者の指定を受けている。

(4) 事業受託の状況

令和4年度では、上記の指定管理のほか、市からの事業受託業務として、成年後見センター事業受託、民生委員児童委員連合会事業受託、生活支援体制整備事業受託、包括的支援体制整備事業受託、障がい者基幹相談支援センター受託、障がい者虐待防止センター事業受託、短期入所事業受託、ファミリーサポートセンター事業受託を実施している。指定管理料収入を除くこれらの市受託金収入合計額は1億2,001万円である（詳細は18～20P参照）。

(5) 市派遣職員の受入状況等

令和4年度における市派遣職員数は2人であり、2年度以降の派遣職員数の推移は、次表のとおりである。

市派遣職員の推移

(単位：人)

区分	2年度	3年度	4年度	(参考)5年度
市社協	1	1	2	2

3 事業概要（令和4年度）

令和4年度における主な事業概要は、次頁の表のとおりである。

主な事業概要（4年度）

番号	事業区分	主な事業内容
1	法人運営事業	法人運営事務全般、地域福祉推進計画の推進及び進行管理等。
2	地域福祉活動推進事業	地域のニーズに合わせたふれあい交流事業の推進及び地区相談窓口の実施支援といった福祉活動を実施。
3	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等への福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理等。
4	成年後見支援センター事業	成年後見支援センターの運営業務、権利擁護支援の必要な高齢者や障がい者等への相談対応等。
5	民生委員児童委員協議会連合会事業	民生委員・児童委員と緊密に連携を図り、地域課題の共有や民生委員・児童委員の活動の確認・調整の実施等。
6	資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯等に対して、資金の貸付や支援を実施。
7	ボランティア活動センター事業	ボランティア活動の推進及び支援を実施。
8	共同募金配分金事業	赤い羽根共同募金運動の配分金を活用して、子育て支援グループへの助成やボランティア活動の振興等。
9	善意銀行事業	寄付を活用して、福祉事業と子育て支援事業を実施。
10	基金事業	田中福祉基金、谷口交通遺児基金、一井基金といった基金から生じる運用収益を活用して、基金設置目的に応じた活動を実施。
11	包括的支援体制構築事業	市や地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター等多様な機関と連携して、複合化・複雑化した生活課題を抱える方の相談を実施。
12	すこやかサービスセンター	支援が必要な高齢者や障がい者に介護保険及び障害者総合支援法に基づき、訪問や外出支援等によるサービスを提供。
13	障がい者基幹相談支援センター	障がい者に対して、相談支援、地域移行・定着支援サービスを行い、権利擁護・虐待防止、障がい者就労支援体制づくりの実施。

番号	事業区分	主な事業内容
14	小戸作業所 【指定管理施設】	18歳以上の知的障がい者で、障害者総合支援法に基づき、生活介護・就労継続支援B型事業を実施。
15	川西作業所 【指定管理施設】	18歳以上の身体障がい者で、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）を実施。
16	ひまわり荘 【指定管理施設】	指定障害福祉サービス事業者として生活介護を行い、利用者及び家族からの相談に応じ、適切な助言または支援を実施。
17	川西さくら園 【指定管理施設】	園児一人ひとりの発達段階を把握し、保護者のニーズを確認しながら、個別支援計画に基づき、保育・リハビリ・看護職員によるチームアプローチを実施。
18	さくらんぼ	支援が必要な18才未満の児童を対象に、日常生活における基本動作を習得し、集団生活に適應できるよう発達状況に即した支援を実施。
19	満寿荘 【指定管理施設】	環境上及び経済的理由により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、入所により自立した日常生活ができるよう支援を実施。
20	緑台老人福祉センター 【指定管理施設】	地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合多岐に供与し、健康で明るい生活を送れるよう援助を実施。
21	久代児童センター 【指定管理施設】	18歳未満の児童を対象とした遊びの提供などで体力増進を図り、社会適応能力を高め、情操を豊かにするための支援を実施。
22	久代老人福祉センター 【指定管理施設】	地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合多岐に供与し、健康で明るい生活を送れるよう援助を実施。
23	一の鳥居老人福祉センター 【指定管理施設】	地域の高齢者に対し、各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションのための便宜を総合多岐に供与し、健康で明るい生活を送れるよう援助を実施。
24	ファミリーサポートセンター	育児の相互援助活動（一時預り・保育施設への送迎等）を行う会員制組織の運営等を実施。

4 決算概要（令和4年度）

市社協の会計は、一般会計、公益事業特別会計及び授産施設特別会計に区分されていたが、23年7月23日に新社会福祉法人会計基準が発出され、26年度会計から法人単位の会計区分に変更された。また、事業所ごとの財務状況を明らかにするために、新たに拠点区分が設けられた。会計処理は、社会福祉法人全体に社会福祉法人会計基準が適用され、決算書類として、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表及びその附属明細書並びに財産目録が作成されている。

(1) 資金収支計算書

資金収支計算書は、支払資金〔流動資産の額が、流動負債（引当金を除く）の額を超える額〕の収入、支出の内容を表示したもので、令和4年度の資金収支計算書は、次表のとおりである。

資金収支計算書（4年度）

(単位:千円)

拠 点 区 分	収入 (A)	支出 (B)	当期資金 収支差額 (C)=(A)-(B)	前期末支払 資金残高 (D)	当期末支払 資金残高 (C)+(D)
法人運営事業	93,022	92,134	888	1,011	1,899
地域福祉事業(※1)	150,656	245,409	△ 94,753	104,100	9,347
地域福祉活動推進事業	44,130	46,070	△ 1,940	3,161	1,221
日常生活自立支援事業	3,380	3,398	△ 18	37	18
成年後見支援センター事業	28,219	28,151	68	150	218
民生委員児童委員協議会連合会事業	9,951	9,951	0	0	0
資金貸付事業	9,296	9,317	△ 21	93	72
ボランティア活動センター事業	8,099	8,099	0	438	438
共同募金配分金事業	16,859	16,859	0	0	0
善意銀行事業	4,027	3,991	36	1,679	1,715
基金事業	10,685	103,564	※3△92,879	98,542	5,663
包括的支援体制構築事業	17,766	17,766	0	0	0
すこやかサービスセンター	37,093	36,492	601	10,322	10,923
障がい者基幹相談支援センター	38,667	38,667	0	16	16
小戸作業所	129,737	129,737	0	4,898	4,898
川西作業所	57,866	57,866	0	728	728
ひまわり荘	61,577	61,577	0	7,594	7,594
川西さくら園	208,179	208,179	0	16,876	16,876
さくらんぼ	29,766	29,766	0	0	0
満寿荘	172,492	172,492	0	18,889	18,889
緑台老人福祉センター	24,262	24,262	0	4,092	4,092
久代児童センター	16,492	16,492	0	1,694	1,694
久代老人福祉センター	11,046	11,046	0	1,662	1,662
一の鳥居老人福祉センター	18,807	18,807	0	3,348	3,348
ファミリーサポートセンター	7,554	7,554	0	0	0
拠 点 区 分 合 計	1,057,216	1,150,480	△ 93,264	175,230	81,966
法 人 単 位 合 計(※2)	1,049,390	1,142,653	△ 93,264	175,230	81,966

※1地域福祉事業拠点区分は、地域福祉事業サービス区分からサービス区分間繰入金(1,757千円)を内部取引消去している。

※2法人単位合計は、拠点区分合計から拠点区分間繰入金(7,826千円)を内部取引消去している。

※3基金事業において、従来は貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に償還期限が到来するものについて、流動資産の有価証券に計上していたが、令和4年度決算時に将来における特定の目的のために積み立てた有価証券としてその他の固定資産(田中福祉基金運用財産積立資産等)に組替えているため、当期資金収支差額が多額となっている。

拠点区分合計の資金収支の状況は、収入10億5,721万円、支出11億5,047万円、当期資金収支差額は△9,326万円となり、この額に前期末支払資金残高1億7,523万円を加えた当期末支払資金残高は8,196万円となっている。

また、法人単位合計の資金収支の状況は、収入10億4,938万円、支出11億4,265万円、当期資金収支差額は△9,326万円となり、この額に前期末支払資金残高1億7,523万円を加えた当期末支払資金残高は8,196万円となっている。

(2) 事業活動計算書

事業活動計算書は、法人の事業活動の成果を表したもので、令和4年度の法人単
位事業活動計算書及び前年度との比較は、次表のとおりである。

事業活動計算書(4年度)

(単位:千円、%)

勘定科目		3年度 (B)	4年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
【サービス活動増減の部】					
収益	会費収益	7,581	7,297	△ 284	△ 3.7
	寄附金収益	23,079	4,080	△ 18,999	△ 82.3
	経常経費補助金収益	119,431	109,833	△ 9,597	△ 8.0
	受託金収益	367,809	419,035	51,226	13.9
	事業収益	360	430	70	19.4
	負担金収益	19	32	13	66.7
	介護保険事業収益	36,088	37,772	1,684	4.7
	老人福祉事業収益	72,333	62,773	△ 9,560	△ 13.2
	就労支援事業収益	19,937	22,906	2,969	14.9
	障害福祉サービス等事業収益	352,241	347,045	△ 5,196	△ 1.5
	その他の収益	9,113	0	△ 9,113	皆減
サービス活動収益計(1)		1,007,991	1,011,203	3,212	0.3
費用	人件費	747,046	771,026	23,981	3.2
	事業費	105,277	107,270	1,993	1.9
	事務費	93,449	93,643	194	0.2
	就労支援事業費用	19,937	22,906	2,969	14.9
	利用者負担軽減額	0	5	5	3,850.4
	分担金費用	59	59	0	0.0
	助成金費用	10,785	13,197	2,412	22.4
	負担金費用	751	748	△ 3	△ 0.4
	基金組入額	50	58	8	16.5
	減価償却費	3,283	5,007	1,724	52.5
サービス活動費用計(2)		980,637	1,013,920	33,282	3.4
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		27,354	△ 2,716	△ 30,071	△ 109.9
【サービス活動外増減の部】					
収益	サービス活動外収益計(4)	2,631	5,974	3,343	127.0
費用	サービス活動外費用計(5)	1,032	907	△ 126	△ 12.2
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		1,599	5,067	3,468	216.9
経常増減差額(7)=(3)+(6)		28,953	2,351	△ 26,602	△ 91.9
【特別増減の部】					
収益	特別収益計(8)	0	0	0	0.0
費用	特別費用計(9)	0	0	0	0.0
特別増減差額(10)=(8)-(9)		0	0	0	0.0
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		28,953	2,351	△ 26,602	△ 91.9
【繰越活動増減差額の部】					
前期繰越活動増減差額(12)		△ 5,185	4,240	9,425	—
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		23,769	6,591	△ 17,178	△ 72.3
その他の積立金取崩額(14)		573	10,525	9,952	1,735.6
その他の積立金積立額(15)		20,102	9,495	△ 10,607	△ 52.8
次期繰越活動増減差額(16)=(13)+(14)-(15)		4,240	7,621	3,381	79.7

事業活動内訳表 (4年度)

(単位:千円)

事業区分	サービス活動増減			サービス活動外・特別増減差額 (B)	当期活動増減差額 (C)=(A)+(B)	前期繰越活動増減差額 (D)	当期末繰越活動増減差額 (E)=(C)+(D)	その他の積立金取崩額 (F)	その他の積立金積立額 (G)	次期繰越活動増減差額 (H)=(E)+(F)-(G)
	収益	費用	差額 (A)							
法人運営事業	72,217	63,164	9,053	△ 5,704	3,349	△ 2,377	972	330	100	1,202
地域福祉事業	131,925	139,641	△ 7,716	6,419	△ 1,297	178	△ 1,119	10,195	9,395	△ 319
すこやかサービスセンター	36,873	36,934	△ 61	208	147	10,340	10,487	0	0	10,487
障がい者基幹相談支援センター	38,659	38,837	△ 178	△ 16	△ 194	△ 2,412	△ 2,606	0	0	△ 2,606
小戸作業所	128,250	128,910	△ 660	949	289	△ 5,712	△ 5,423	0	0	△ 5,423
川西作業所	56,930	57,734	△ 804	740	△ 64	△ 3,034	△ 3,098	0	0	△ 3,098
ひまわり荘	61,338	61,556	△ 218	236	19	680	699	0	0	699
川西さくら園	205,566	207,536	△ 1,970	2,610	639	△ 4,458	△ 3,819	0	0	△ 3,819
さくらんぼ	29,507	28,541	966	△ 1,068	△ 102	△ 601	△ 703	0	0	△ 703
満寿荘	171,790	172,786	△ 996	698	△ 298	8,457	8,159	0	0	8,159
緑台老人福祉センター	24,253	24,226	28	6	34	1,913	1,947	0	0	1,947
久代児童センター	16,492	16,478	14	△ 2	12	△ 384	△ 372	0	0	△ 372
久代老人福祉センター	11,044	11,210	△ 165	0	△ 165	287	122	0	0	122
一の鳥居老人福祉センター	18,806	18,841	△ 35	△ 1	△ 36	1,710	1,674	0	0	1,674
ファミリーサポートセンター	7,554	7,527	27	△ 9	18	△ 346	△ 328	0	0	△ 328
合計	1,011,203	1,013,920	△ 2,716	5,067	2,351	4,240	6,591	10,525	9,495	7,621

サービス活動増減差額は△271 万円で、これにサービス活動外及び特別増減差額 506 万円を加えた当期活動増減差額は 235 万円となっている。この額に、前期繰越活動増減差額 423 万円を加え、その他の積立金の取崩額 1,052 万円（増額要素）、積立額 949 万円（減額要素）を加減した次期繰越活動増減差額は 762 万円となっている。

(3) 貸借対照表

令和 4 年度末の貸借対照表及び前年度末との比較は、次表のとおりである。

貸借対照表（4年度）

（単位：千円、％）

勘定科目	3年度 (B)	4年度 (A)	増減 (A)-(B)	増減率
資産の部				
流動資産	292,005	186,939	△ 105,066	△ 36.0
現金預金	114,564	105,366	△ 9,198	△ 8.0
有価証券	95,000	0	※△95,000	皆減
未収金	78,297	78,189	△ 108	△ 0.1
事業未収金	1,674	2,145	470	28.1
未収金	76,623	76,044	△ 578	△ 0.8
貯蔵品	344	323	△ 20	△ 6.0
立替金	4	0	△ 4	皆減
前払金	3,797	3,061	△ 736	△ 19.4
固定資産	193,853	291,886	98,034	50.6
基本財産	14,839	14,793	△ 46	△ 0.3
土地	9,516	9,516	0	0.0
建物	323	277	△ 46	△ 14.2
定期預金	2,004	5,000	2,996	149.5
投資有価証券	2,996	0	△ 2,996	皆減
その他の固定資産	179,014	277,093	98,079	54.8
建物	1,334	1,149	△ 186	△ 13.9
構築物	0	0	0	0.0
機械及び装置	0	0	0	0.0
車輛運搬具	301	143	△ 157	△ 52.3
器具及び備品	4,358	3,844	△ 514	△ 11.8
有形リース資産	13,630	16,146	2,516	18.5
ソフトウェア	191	3,092	2,901	1,515.6
退職手当積立基金預け金	34,829	35,976	1,147	3.3
田中福祉基金運用財産積立資産	20,000	33,000	13,000	65.0
ボランティア基金積立資産	19,087	19,145	58	0.3
谷口交通遺児基金積立資産	0	50,000	50,000	皆増
退職慰労金積立資産	715	715	0	0.0
社協財政調整積立資産	4,582	4,252	△ 330	△ 7.2
善意銀行財政調整積立資産	6,945	6,945	0	0.0
社会福社会館建設積立資産	9,993	9,993	0	0.0
記念事業積立資産	700	800	100	14.3
一井基金運用財産積立資産	20,000	49,395	29,395	147.0
ひだまり基金助成運用財産積立資産	1,663	3,468	1,805	108.5
中退共解約手当金預り資産	3,205	3,205	0	0.0
廣政社会福祉運用財産積立資産	20,000	20,000	0	0.0
特退共解約手当金預り資産	17,480	15,824	△ 1,656	△ 9.5
資産の部 合計	485,858	478,825	△ 7,032	△ 1.4

※流動資産の有価証券の皆減については、その他の固定資産に組替え処理をしたためである。

(単位:千円、%)

勘定科目	3年度 (B)	4年度 (A)	増減 (A)-(B)	増減率
負債の部				
流動負債	162,756	150,535	△ 12,221	△ 7.5
未払金	109,730	98,151	△ 11,579	△ 10.6
事業未払金	3,216	4,269	1,053	32.7
未払費用	106,513	93,882	△ 12,632	△ 11.9
預り金	4,299	4,105	△ 194	△ 4.5
職員預り金	2,746	2,717	△ 29	△ 1.1
賞与引当金	45,981	45,562	△ 419	△ 0.9
固定負債	78,115	80,894	2,780	3.6
リース債務	13,836	16,352	2,516	18.2
退職給付引当金	43,593	45,513	1,920	4.4
中退共解約手当金預り金	3,205	3,205	0	0.0
特退共解約手当金預り金	17,480	15,824	△ 1,656	△ 9.5
負債の部 合計	240,871	231,429	△ 9,441	△ 3.9
純資産の部				
基本金	42,777	42,777	0	0.0
基本金	42,777	42,777	0	0.0
基金	102,087	102,145	58	0.1
田中福祉基金	33,000	33,000	0	0.0
ボランティア基金	19,087	19,145	58	0.3
谷口交通遺児基金	50,000	50,000	0	0.0
その他の積立金	95,883	94,853	△ 1,030	△ 1.1
廣政社会福祉運用財産積立金	20,000	20,000	0	0.0
社協財政調整積立金	4,582	4,252	△ 330	△ 7.2
善意銀行財政調整積立金	6,945	6,945	0	0.0
社会福祉会館建設積立金	9,993	9,993	0	0.0
記念事業積立金	700	800	100	14.3
一井基金運用財産積立金	50,000	49,395	△ 605	△ 1.2
ひだまり基金助成運用財産積立金	3,663	3,468	△ 195	△ 5.3
次期繰越活動増減差額	4,240	7,621	3,381	79.7
次期繰越活動増減差額	4,240	7,621	3,381	79.7
当期活動増減差額	28,953	2,351	△ 26,602	△ 91.9
純資産の部 合計	244,987	247,396	2,409	1.0
負債及び純資産の部 合計	485,858	478,825	△ 7,032	△ 1.4

ア 資産

4年度末の資産合計は4億7,882万円で、内訳は流動資産1億8,693万円及び固定資産2億9,188万円である。

流動資産の主なものは、現金預金1億536万円及び未収金7,818万円（介護保険料収入等）である。

固定資産は、基本財産1,479万円及びその他の固定資産2億7,709万円である。基本財産の主なものは、土地951万円及び定期預金500万円である。

また、その他の固定資産の主なものは、谷口交通遺児基金積立資産 5,000 万円、一井基金運用財産積立資産 4,939 万円、退職手当積立基金預け金 3,597 万円、田中福祉基金運用財産積立資産 3,300 万円及び廣政社会福祉運用財産積立資産 2,000 万円である。

イ 負債

負債合計は 2 億 3,142 万円で、内訳は流動負債 1 億 5,053 万円及び固定負債 8,089 万円である。

流動負債の主なものは、未払金 9,815 万円（市指定管理料精算額、職員給与等）及び賞与引当金 4,556 万円である。

また、固定負債の主なものは、退職給付引当金 4,551 万円である。

ウ 純資産

純資産合計は 2 億 4,739 万円で、内訳は、基本金 4,277 万円、基金 1 億 214 万円、その他の積立金 9,485 万円及び次期繰越活動増減差額 762 万円である。

5 市補助金収入

令和 4 年度の市補助金収入の状況及び過去 3 か年の比較は、次表のとおりである。

市補助金収入の推移

(単位:千円・%)

勘定科目	2年度	3年度 (B)	4年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
社会福祉協議会補助金収入	114,247	92,999	83,207	△ 9,792	△ 10.5
ボランティア活動支援事業補助金収入	6,384	6,141	6,684	544	8.9
市民後見活動推進事業補助金収入	208	154	153	△ 1	△ 0.6
合計	120,839	99,294	90,044	△ 9,250	△ 9.3

4 年度における市からの補助金収入の総額は 9,004 万円で、前年度に比べ 925 万円 (9.3%) 減少している。これは、主に社会福祉協議会補助金収入で、人件費の減少によるものである。

(1) 社会福祉協議会補助金収入

市社協の運営に係る補助金である。補助金算定の積算内容の主なものは、給与等の職員人件費及び事務費である。

(2) ボランティア活動支援事業補助金収入

ボランティア活動センターにおける、ボランティアの育成や活動の活性化、高齢者、障がい者、子育て中の親子等の社会参加、自立支援のためのコーディネート等を行い、ボランティア活動への支援や地域ネットワークの拡充を促進することに要する事業経費に対する補助金である。補助金の積算内容の主なものは、給与等の職員人件費及び事務費である。

(3) 市民後見活動推進事業補助金収入

認知症等により判断力が低下した高齢者等が、診療・介護・福祉サービス等の利用契約の締結、本人の預貯金の出し入れ、不動産の管理等を行うための成年後見制度の利用増加に対応するため、市民後見人を確保できる体制を整備・強化し、地域における市民後見人の活動を推進することに要する事業経費に対する補助金である。補助金の積算内容の主なものは、事業費である。

6 市受託金収入（指定管理料を除く）の状況

令和4年度の市受託金収入（指定管理料を除く）の状況及び過去3か年の比較は、次表のとおりである。

市受託金収入(指定管理料を除く)の推移

(単位:千円・%)

勘定科目	2年度	3年度 (B)	4年度 (A)	増減 (A)-(B)	増減率
成年後見センター事業受託金収入	22,023	26,527	27,952	1,425	5.4
民生委員児童委員連合会事業受託金収入	9,993	9,634	9,951	317	3.3
生活支援体制整備事業受託金収入	8,057	12,483	19,763	7,279	58.3
生活困窮者自立支援金支給事業収入	0	1,536	0	△ 1,536	皆減
包括的支援体制整備事業受託金収入	7,376	7,446	17,766	10,321	138.6
障がい者基幹相談支援センター受託金※	27,946	29,954	30,127	172	0.6
障がい者虐待防止センター事業受託金収入	8,953	6,605	6,700	95	1.4
短期入所事業受託金収入	0	516	200	△ 317	△ 61.4
ファミリーサポートセンター事業受託金収入	6,657	7,484	7,554	69	0.9
その他の受託金収入	1,270	0	0	0	0.0
合計	92,275	102,186	120,011	17,825	17.4

※令和2年12月から障がい児(者)地域生活・就業支援センターを障がい者基幹相談支援センターに移行したことに伴い、障がい児(者)地域生活・就業支援受託金から障がい者基幹相談支援センター受託金に名称を変更している。

4年度における市からの受託金収入（指定管理料を除く）の総額は、1億2,001万円で、前年度に比べ1,782万円（17.4%）増加している。これは主に、包括的支援体制整備事業受託金収入が1,032万円（138.6%）、生活支援体制整備事業受託金収入が727万円（58.3%）増加したためである。

(1) 成年後見センター事業受託金収入

権利擁護支援の必要な高齢者や障がい者等について、尊厳のある本人らしい生活が続けられるよう、必要な支援を行う成年後見支援センターの運営業務を受託している。主な業務内容は成年後見制度利用についての相談対応や啓発活動、市民後見人の養成・支援等である。

(2) 民生委員児童委員連合会事業受託金収入

民生委員児童委員協議会連合会の事務局業務を受託している。主な事務局業務の内容は、同連合会における諸事務や市内5地区の民生委員児童委員協議会ごとに実施している毎月の定例会準備や各種研修の調整等である。

(3) 生活支援体制整備事業受託金収入

生活支援体制整備事業に係る第2層生活支援コーディネーター（地域ごと）業務を受託している。生活支援コーディネーターは、高齢者等の地域における生活支援等サービスの体制整備を推進するため、コーディネーター機能を果たす役割がある。主な業務は高齢者等の生活支援に関する地域のニーズの把握や調査・分析、資源の把握・発掘・開発や、多様な組織とのネットワーク構築であり、そのために、第2層協議体（概ね小学校区ごとに設置する地域協議体）等の多様な協議の場から地域課題を把握し、住民主体の生活支援活動の充実を図るとともに、ボランティア活動や地域活動への参画が広がるよう担い手の養成にも努めている。なお、第1層生活支援コーディネーターは市全域を対象としており、市介護保険課に配置されている。

(4) 生活困窮者自立支援金支給事業収入

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業に係る業務を受託している。主な業務内容は、事業対象者への申請書の送付、自立支援金に係る相談、自立支援金申請書類の受付（申請書類の確認等）等である。

(5) 包括的支援体制整備事業受託金収入

包括的支援体制整備事業業務を受託している。包括的支援体制とは、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制のことである。地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、従来の支援体制では課題があり、属性を問わない包括的な支援体制の構築を円滑に実施できる仕組みが必要であるとされている。主な業務内容は地域住民が抱えている複合課題に対し、課題に応じた支援が提供されるよう関係機関と調整を行うことである。

(6) 障がい者基幹相談支援センター受託金

地域における障がい者相談支援の中核機関である障がい者基幹相談支援センター事業の運営業務を受託している。主な業務内容は障がい者等に対し専門的な相談支援の実施、相談支援事業所へのバックアップ、人材の育成、長期入院患者等の地域移行及び地域定着の促進、権利擁護や虐待の防止、就労支援事業等である。

(7) 障がい者虐待防止センター事業受託金収入

家庭や施設、勤務先で障がい者への虐待を発見、または障がい者虐待と思われる事実を発見した時に相談できる窓口を受託している。

(8) 短期入所事業受託金収入

満寿荘において、短期入所事業を受託している。短期入所事業とは、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となり、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められた高齢者に対して、短期間入所させ、養護を行う事業である。

(9) ファミリーサポートセンター事業受託金収入

育児の相互援助活動（一時預り・保育施設への送迎等）を行うかわにしファミリーサポートセンター事業の運營業務を受託している。

7 指定管理受託の状況

(1) 指定管理施設について

令和4年度において、市社協が指定管理者となっている9施設（福祉部所管7施設・こども未来部所管2施設）は、次表のとおりである。

今回の指定管理者監査では、福祉部所管施設のうち、ひまわり荘及び一の鳥居老人福祉センターの2施設を対象として実施している。

市社協指定管理施設

番号	管理施設名称	監査対象施設	所管課(R4年度)	指定管理期間
1	小戸作業所（指定障害福祉サービス事業所）		福祉部 障害福祉課	R4.4.1～R9.3.31
2	川西作業所（指定障害福祉サービス事業所）			
3	ひまわり荘（指定障害福祉サービス事業所）	○		
4	川西さくら園（児童発達支援センター）		こども未来部 こども支援課	
5	満寿荘（養護老人ホーム）		福祉部 地域福祉課	R4.4.1～R7.3.31
6	一の鳥居老人福祉センター	○		
7	緑台老人福祉センター			
8	久代老人福祉センター			
9	久代児童センター（児童館）		こども未来部 こども支援課	

公の施設における指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正（15年9月2日施行）により制度化されたもので、改正前の規定により管理受託していた施設は、施行日から3年間の経過措置期間中（18年9月1日まで）に、市直営もしくは指定管理者制度への移行が必要とされた。

市事業団は、上記9施設に老人憩いの家鶴寿会館・多田東会館（現在は各自治会等による指定管理施設）、湯山台・緑台・久代デイサービスセンター（湯山台は26年度に廃止。緑台・久代は30年度に廃止。）を加えた14施設の指定管理者として、当初、18年7月1日から21年3月31日を指定管理期間として非公募により指定を受けていた。期間経過後は、21年4月1日から3年間を指定管理期間として、一部公募・一部非公募により市事業団が継続して指定を受け、当該指定管理期間中の23年4月に市事業団が市社協に合併されたため、合併後の市社協が指定管理者となっている。その後、24年4月1日から5年間を指定管理期間として上記9施設に湯山台・緑台・久代デイサービスセンターを加えた12施設とも非公募により市社協が指定管理者となっている。

なお、29年4月1日から5年間を指定管理期間として再度非公募により市社協が指定管理者となっており、現在は、上表の期間を指定管理期間として上記9施設の指定管理者となっている（非公募）。

(2) 市指定管理料収入について

令和4年度の市指定管理料収入の状況及び過去3か年の比較は、次表のとおりである。

市指定管理料収入の推移

(単位:千円・%)

施設名	2年度	3年度 (B)	4年度 (A)	増減額 (A)-(B)	増減率
小戸作業所(指定障害福祉サービス事業所)	40,729	29,884	32,634	2,751	9.2
川西作業所(指定障害福祉サービス事業所)	13,879	14,339	11,469	△2,871	△20.0
ひまわり荘(指定障害福祉サービス事業所)	33,106	37,147	33,846	△3,301	△8.9
川西さくら園(児童発達支援センター)	52,414	42,407	54,673	12,266	28.9
満寿荘(養護老人ホーム)	47,342	55,933	73,128	17,195	30.7
一の鳥居老人福祉センター	18,563	14,928	18,806	3,878	26.0
緑台老人福祉センター	19,466	21,460	24,253	2,793	13.0
久代老人福祉センター	14,280	11,929	11,044	△884	△7.4
久代児童センター(児童館)	14,395	15,287	16,492	1,205	7.9
合計	254,176	243,313	276,345	33,032	13.6

4年度における市指定管理料収入(9施設)の総額は、2億7,634万円で、前年度に比べ3,303万円(13.6%)増加している。

(3) 指定管理施設の利用状況及び事業活動収支について

施設別の主な利用状況等及び事業活動収支の年度別推移は、次表のとおりである。

ア 小戸作業所・川西作業所・ひまわり荘(指定障害福祉サービス事業所)

主な利用状況等【小戸作業所・川西作業所・ひまわり荘】

施設名	内容	単位	2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減 (A)-(B)	増減率 (%)
小戸作業所 (指定障害福祉 サービス事業所)	年度当初在籍者数	人	※1 56	55	56	1	1.8
	(年度内新規通所者数)	人	4	1	3	2	200.0
	(年度内退所者数)	人	4	0	4	4	皆増
	年度末在籍者数	人	55	56	55	△1	△1.8
	年間延出席者数(3)	人	10,742	11,612	11,458	△154	△1.3
	年間所定作業日数(4)	日	238	240	241	1	0.4
1日当たり出席者数(3)/(4)	人	45.1	48.4	47.5	△0.8	△1.7	
川西作業所 (指定障害福祉 サービス事業所)	年度当初在籍者数	人	29	26	※3 25	△1	△3.8
	(年度内新規通所者数)	人	1	0	3	3	皆増
	(年度内退所者数)	人	※2 4	2	4	2	100.0
	年度末在籍者数	人	※2 27	24	23	△1	△4.2
	年間延出席者数(3)	人	4,921	4,334	4,369	35	0.8
	年間所定作業日数(4)	日	238	240	241	1	0.4
1日当たり出席者数(3)/(4)	人	20.7	18.1	18.1	0.1	0.4	
ひまわり荘 (指定障害福祉 サービス事業所)	障害福祉サービス事業(生活介護事業)						
	契約人数(年度末現在)	人	15	14	15	1	7.1
	事業実施日	日	251	253	254	1	0.4
	年間延日常支援利用者数	人	1,911	1,626	1,494	△132	△8.1
年間延入浴介助利用者数	人	1,853	1,615	1,449	△166	△10.3	

※1 小戸作業所の2年度の年度当初在籍者数56人には年度内新規通所者数の4人の内の1人が含まれている。

※2 川西作業所の2年度の年度内退所者数の4人の内の1人は年度末の退所であり、年度末在籍者数の27人に含まれている。

※3 川西作業所の4年度の年度当初在籍者数25人には年度内新規通所者数の3人の内の1人が含まれている。

事業活動計算書(小戸作業所・川西作業所・ひまわり荘拠点区分)

1 小戸作業所

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	40,729	29,884	32,634	2,751	9.2
	就労支援事業収益	8,786	9,367	9,959	592	6.3
	障害福祉サービス等事業収益	75,459	85,272	85,656	384	0.5
	サービス活動収益計(1)	124,974	124,523	128,250	3,727	3.0
費用	人件費	103,097	102,401	102,878	477	0.5
	その他の費用	23,020	23,764	26,033	2,268	9.5
	サービス活動費用計(2)	126,118	126,166	128,910	2,745	2.2
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 1,144	△ 1,643	△ 660	982	-
サービス活動外・特別増減差額(4)		916	2,268	949	△ 1,319	△ 58.1
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 228	625	289	△ 336	△ 53.8

2 川西作業所

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	13,879	14,339	11,469	△ 2,871	△ 20.0
	就労支援事業収益	7,956	10,570	12,947	2,377	22.5
	障害福祉サービス等事業収益	32,465	30,286	32,514	2,228	7.4
	サービス活動収益計(1)	54,300	55,195	56,930	1,734	3.1
費用	人件費	38,600	37,218	35,560	△ 1,658	△ 4.5
	その他の費用	16,746	19,005	22,174	3,169	16.7
	サービス活動費用計(2)	55,346	56,223	57,734	1,511	2.7
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 1,046	△ 1,027	△ 804	223	-
サービス活動外・特別増減差額(4)		547	1,739	740	△ 999	△ 57.4
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 499	711	△ 64	△ 775	△ 109.0

3 ひまわり荘

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	33,106	37,147	33,846	△ 3,301	△ 8.9
	障害福祉サービス等事業収益	33,128	29,803	27,493	△ 2,310	△ 7.8
	サービス活動収益計(1)	66,234	66,950	61,338	△ 5,611	△ 8.4
費用	人件費	55,624	54,076	50,101	△ 3,975	△ 7.4
	その他の費用	11,955	11,875	11,454	△ 421	△ 3.5
	サービス活動費用計(2)	67,579	65,951	61,556	△ 4,396	△ 6.7
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 1,345	998	△ 218	△ 1,216	△ 121.8
サービス活動外・特別増減差額(4)		757	13	236	223	1,691.7
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 588	1,012	19	△ 993	△ 98.2

イ 川西さくら園(児童発達支援センター)

主な利用状況等【川西さくら園】

施設名	内容	単位	2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率(%)
川西さくら園 (児童発達支援センター)	※ 年度当初在籍者数	人	57	54	52	△ 2	△ 3.7
	(年度内入園児童数)	人	26	21	7	△ 14	△ 66.7
	(年度内退園児童数)	人	25	24	17	△ 7	△ 29.2
	年度末在籍者数	人	53	50	40	△ 10	△ 20.0
	年間延通園人数(3)	人	9,418	9,407	8,680	△ 727	△ 7.7
	開園日数(4)	日	229	231	232	1	0.4
	1日当たり通園人数(3)/(4)	人	41.1	40.7	37.4	△ 3.3	△ 8.1

※ 2年度の年度当初在籍者数57人には年度内入園児童数26人の内の5人が含まれている。同様に3年度の年度当初在籍者数54人には年度内入園児童数21人の内の1人が含まれており、4年度の年度当初在籍者数52人には年度内入園児童数7人の内の2人が含まれている。

事業活動計算書(川西さくら園拠点区分)

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	52,414	42,407	54,673	12,266	28.9
	障害福祉サービス等事業収益	131,102	150,093	148,327	△ 1,766	△ 1.2
	その他の収益	4,813	3,015	2,565	△ 450	△ 14.9
	サービス活動収益計(1)	188,329	195,515	205,566	10,051	5.1
費用	人件費	160,619	171,705	179,553	7,848	4.6
	その他の費用	25,692	28,973	27,983	△ 990	△ 3.4
	サービス活動費用計(2)	186,312	200,678	207,536	6,858	3.4
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		2,018	△ 5,163	△ 1,970	3,193	-
サービス活動外・特別増減差額(4)		△ 1,585	4,506	2,610	△ 1,897	△ 42.1
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		433	△ 657	639	1,296	-

ウ 満寿荘(養護老人ホーム)

主な利用状況等【満寿荘】

施設名	内容	単位	2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率(%)
満寿荘 (養護老人ホーム)	年度当初入所者数	人	39	33	32	△ 1	△ 3.0
	(年度内入所者数)	人	2	3	1	△ 2	△ 66.7
	(年度内退所者数)	人	8	4	8	4	100.0
	年度末入所者数	人	33	32	25	△ 7	△ 21.9
	年間給食数	食	39,055	36,888	31,500	△ 5,388	△ 14.6

事業活動計算書(満寿荘拠点区分)

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	47,342	55,933	73,128	17,195	30.7
	介護保険事業収益	23,542	22,978	22,614	△ 364	△ 1.6
	老人福祉事業収益	77,553	72,333	62,773	△ 9,560	△ 13.2
	その他の収益	14,717	14,415	13,275	△ 1,140	△ 7.9
	サービス活動収益計(1)	163,155	165,659	171,790	6,131	3.7
費用	人件費	92,562	94,048	101,082	7,034	7.5
	その他の費用	72,844	71,477	71,704	226	0.3
	サービス活動費用計(2)	165,406	165,525	172,786	7,261	4.4
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 2,252	134	△ 996	△ 1,130	△ 845.4
サービス活動外・特別増減差額(4)		1,851	65	698	633	974.4
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 401	199	△ 298	△ 497	△ 250.0

エ 老人福祉センター（3施設）

主な利用状況等【老人福祉センター】

施設名	内容	単位	2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率(%)
一の鳥居老人福祉センター	年間個人利用者数(1)	人	1,668	2,628	5,693	3,065	116.6
	年間行事等利用者数(2)	人	3,924	4,102	4,528	426	10.4
	総利用者数(3)=(1)+(2)	人	5,592	6,730	10,221	3,491	51.9
	入浴利用者数[(3)の内数]	人	381	1,119	4,423	3,304	295.3
緑台老人福祉センター	年間個人利用者数(1)	人	8,219	7,936	14,906	6,970	87.8
	年間行事等利用者数(2)	人	1,808	2,699	4,492	1,793	66.4
	総利用者数(3)=(1)+(2)	人	10,027	10,635	19,398	8,763	82.4
	入浴利用者数[(3)の内数]	人	3,664	3,189	11,454	8,265	259.2
久代老人福祉センター	年間個人利用者数(1)	人	2,697	3,479	3,389	△ 90	△ 2.6
	年間行事等利用者数(2)	人	3,199	3,886	4,542	656	16.9
	総利用者数(1)+(2)	人	5,896	7,365	7,931	566	7.7

※ 久代老人福祉センターは入浴施設なし。一の鳥居・緑台老人福祉センターの入浴事業は令和4年度で廃止。

事業活動計算書(老人福祉センター拠点区分)

1 一の鳥居老人福祉センター

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	18,563	14,928	18,806	3,878	26.0
	サービス活動収益計(1)	18,563	14,928	18,806	3,878	26.0
費用	人件費	9,207	7,079	9,617	2,538	35.9
	その他の費用	8,981	8,050	9,224	1,174	14.6
	サービス活動費用計(2)	18,188	15,129	18,841	3,711	24.5
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		375	△ 201	△ 35	167	-
サービス活動外・特別増減差額(4)		1	0	△ 1	△ 1	△ 2,600.0
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		376	△ 201	△ 36	165	-

2 緑台老人福祉センター

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	19,466	21,460	24,253	2,793	13.0
	サービス活動収益計(1)	19,466	21,460	24,253	2,793	13.0
費用	人件費	9,384	9,600	9,837	238	2.5
	その他の費用	10,147	11,861	14,388	2,528	21.3
	サービス活動費用計(2)	19,531	21,460	24,226	2,765	12.9
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 65	△ 0	28	28	-
サービス活動外・特別増減差額(4)		5	7	6	0	△ 3.1
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 60	6	34	28	429.0

3 久代老人福祉センター

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収益	受託金収益 指定管理料収益	14,280	11,929	11,044	△ 884	△ 7.4
	サービス活動収益計(1)	14,280	11,929	11,044	△ 884	△ 7.4
費用	人件費	11,939	8,617	8,315	△ 301	△ 3.5
	その他の費用	2,738	2,705	2,894	190	7.0
	サービス活動費用計(2)	14,677	11,321	11,210	△ 112	△ 1.0
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 397	607	△ 165	△ 773	△ 127.2
サービス活動外・特別増減差額(4)		△ 3	0	0	0	93.1
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 400	608	△ 165	△ 773	△ 127.2

オ 久代児童センター（児童館）

主な利用状況等【久代児童センター】

施設名	内容	単位	2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減 (A)-(B)	増減率 (%)
久代児童 センター (児童館)	年間児童等利用者数(1)	人	4,259	6,287	5,857	△ 430	△ 6.8
	年間幼児利用者数(2)	人	881	1,028	1,830	802	78.0
	年間保護者利用者数(3)	人	667	954	1,748	794	83.2
	総利用者数(1)+(2)+(3)	人	5,807	8,269	9,435	1,166	14.1

事業活動計算書(久代児童センター拠点区分)

(単位:千円、%)

勘定科目		2年度	3年度(B)	4年度(A)	増減(A)-(B)	増減率
収 益	受託金収益 指定管理料収益	14,395	15,287	16,492	1,205	7.9
	サービス活動収益計(1)	14,395	15,287	16,492	1,205	7.9
費 用	人件費	11,441	15,878	13,113	△ 2,765	△ 17.4
	その他の費用	3,388	3,107	3,365	259	8.3
	サービス活動費用計(2)	14,829	18,985	16,478	△ 2,506	△ 13.2
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)		△ 434	△ 3,698	14	3,712	-
サービス活動外・特別増減差額(4)		30	4,036	△ 2	△ 4,037	△ 100.0
当期活動増減差額(5)=(3)+(4)		△ 404	338	12	△ 326	△ 96.4

8 指摘事項

《財政援助団体監査及び出資団体監査 市社協》

(1) 会員会費について

市社協では地域福祉活動を推進するため会員会費制度を設けている。市社協会員規程第2条では「会員は、本会の趣旨に賛同する個人及び団体並びに法人等で会費を負担するものをもって会員とする。」とされており、個人会費とするには個々人が会の趣旨に賛同する必要がある。現在の市社協会員会費の多くは自治会から納められており、領収書は自治会名となっているが個人会費としている。さらに自治会に対する会員会費の趣旨説明について確認したところ、相談があった自治会に対してのみ説明をしており、各自治会員が市社協の趣旨に賛同しているかの確認ができなかった。大阪高等裁判所判決で自治会が赤い羽根共同募金を自治会費に上乗せして強制的に徴収するとした決議は、思想信条の自由を侵害し、公序良俗に反し無効であるとされた判例も出ているため、個人会費のあり方には慎重に配慮する必要がある。

本市の自治会加入率は令和4年度末時点で50%を下回っており今後も減少が見込まれることから、市社協では会員獲得活動としてインスタグラム等のSNSを活用した市社協事業のPRや事業所（法人）等への会員募集を行っているが、会員の種類の取扱など市社協会員会費制度の整理がされていない。

自治会未加入世帯等に対し市社協会費が地域福祉推進を支える財源となることをPRしていく等で新たな会員獲得活動を行うとともに、市社協における会員会費制度について会員の種類や市社協事業に対する個人の賛同が確認できる会費の集め方等の整理を行い、適正な運営確保に取組まれない。

(2) 職員に対する給与の誤支給について

市社協から提出された書類を確認したところ、市社協職員の3名の給与の過支給に対し、返還を求めている事例が生じていた。これは、同3名の給与体系が総合職員転換制度により変更された際に誤って1号給高い給与を適用したことによるものであった。

総合職員転換制度とは、専門職員から総合職員への転換ができる制度で市社協職員給与規程第6条第2項のただし書で、「高校卒の初任給基準適用者については、前歴換算時又は最初の昇給時に1号給の昇給抑制措置を行う。」とされている。

今回総合職員となった3名については、同規程の前歴換算時の1号給の昇給抑制措置を行うべきところ行っていなかった。

市社協人件費の一部は市社協事業補助金から支出されているため、変則的な事例が発生した際は、市に対する報告を徹底するとともに、誤支給が発生することのないよう規程等の確認を十分に行われたい。

(3) 勤怠管理システム導入の完了報告について

令和4年度において、市社協では市から補助金を受けて勤怠管理システム（以下「システム」という。）を導入している。システム導入にかかる市社協の決裁文書等を確認したところ、システム導入業者から作業完了報告書の提出を受け、動作確認書を提出する際の決裁文書において、「当初予定より1か月遅れのスケジュールとなっており、作業完了は4月末を予定していますが、代金の支払いを本年度中にする必要があるため提出するものです。」との記載があった。市社協に確認を行ったところ、基本的なデータの登録作業は完了していたため、5年3月20日付でシステム導入業者より作業完了報告書を収受した。しかし、3月末日までに有給休暇

残日数等に変更が生じる可能性や、今後運用していく上で4月以降も引き続き修正作業が生じる可能性があったため、決裁文書に上記のような記載をしていたが、一部誤解を招く記載があったとのことであった。

監査委員が実施したヒアリングにおいて上記のように説明があった。補助金の執行手続きにおいては正確な処理が求められるため、その処理において疑義が持たれることのないよう十分な説明をおこなうとともに、市社協内部においても市社協経理規程や市補助金等交付規則等に則った正確な処理がなされるように、市と共通認識を持ちながら事務処理を進められるよう留意されたい。

(4) 職員の給与の未支給について

市社協から提出された職員の勤怠管理に係る書類を確認したところ、年次有給休暇を1時間取得しているが、その休暇1時間分が給与の算定から漏れており、支払うべき給与が支払われていない事例が生じていた。これは紙媒体で作成していた出勤表を職員本人が勤務時間を誤って記載し、所属長や給与担当の職員もその誤りに気づかず、処理を行ったことによるものである。

現在は勤怠管理システムの導入により、システム上で登録した休暇情報が給与計算時に自動で反映されるようになっているが、所属長による確認だけでなく、定期的に職員本人が勤怠情報に誤りがないかチェックするよう周知を行うなど、市社協全体で正しい勤怠管理が行われるよう取組まれない。

(5) 現金管理の方法について

市社協では会員会費や赤い羽根共同募金等、日常的に多くの現金を管理している。現金を受け取った際は硬貨計算機等で金額の確認を行った後、領収書を発行し、内容や金額、取扱者名を記録して金庫で管理を行い、管理する額が多額とならないよう定期的に金融機関へ入金を行っている。

受け取った硬貨枚数が多い場合等、確認に時間がかかる場合は一旦預かり証を発行し、後日領収書を送付しているとのことだったが、受領額の認識の差異等のトラブルを防ぐため、可能な限りその場で処理を行い、領収書を発行するよう取り扱われたい。

また、一部の領収書について運用上連番を付すことが難しいとのことであったが、領収書は当初から連番を付して管理することで、受領した現金が漏れなく計上され、不備や不正がないかの確認機能が働くものである。会計の透明性を確保するためにも、あらかじめ連番を付した領収書が発行できるような運用方法を検討されたい。

《財政援助団体監査及び出資団体監査 市所管部局》

(6) 川西市社会福祉協議会支援事業補助金について

ア 市は市社協に対し運営に係る補助金を交付しており、令和4年度は8,320万円を交付している。

当該補助金の算出に当たっては、毎年度市社協が積算した予算案を各所管課で内容を確認し、ヒアリングを実施することで補助金の妥当性を精査している。また、補助金交付の適正性や効果等については、市社協から事業報告書や決算書の提出を受け、交付した補助金が適切に執行されているか確認を行っている。

今後も補助金の交付にあたっては、使途等について書類等の確認に加えて、適宜聞き取り

による確認を行う等、補助金執行の透明性を確保されたい。

イ 「(3) 勤怠管理システム導入の完了報告について」に記載のとおり、市が補助金を交付して市社協が勤怠管理システム（以下「システム」という。）を導入するにあたり、システム導入作業の一部に遅延が懸念された。市は、作業完了報告書（令和5年3月20日付）をもってシステムの導入は完了したと市社協から報告を受けたが、遅延が懸念された段階での詳細な報告は受けておらず、進捗の確認は行えていなかった。

当該事例のように新規に事業を行う際には、年度末までに事業を完了できるよう余裕を持ってスケジュールを設定した上で、事業の進捗状況の確認を綿密に行い、補助事業が適正に執行されているか確認する必要がある。また、適正な補助金の執行を行うためには、市職員だけでなく、市社協職員も市補助金等交付規則等のルールについて理解した上で、事務を行う必要がある。

今後は補助金の執行状況について定期的に聞き取りを行うなど、事業を進めるにあたって支障が生じていないか確認を行うとともに、市からの派遣職員とも連携し、市と市社協が共通認識を持って事務を行われたい。

(7) 市社協職員の人件費支出の誤りについて

「(2) 職員に対する給与の誤支給について」に記載のとおり、市社協職員の3名の給与の過支給に対し、返還を求めている事例が生じていたが、当該誤りについて市への報告がされていなかった。

市社協の人件費の一部は、市社協事業補助金から支出されていることから、市社協には人件費支出に誤りが生じた場合は必ず市へ報告を行うよう市社協への指導を徹底するとともに、変則的な事例が生じた場合は、人件費に誤りがないか確認されたい。

《指定管理者監査 市社協及び市所管部局共通》

(8) 法人改善計画について

指定管理に関して、市と市社協は、基本協定書及び基本協定書に基づく年度協定書を締結している。

基本協定書第 51 条では、「社会福祉協議会は、平成 28 年 6 月 3 日付で兵庫県阪神北県民局に提出した改善計画書に基づき、確実にその計画内容を遂行するものとする。2 乙は、前項の実施にあたり、毎月市にその進捗状況を報告しなければならない。」と規定されている。

改善計画書策定の経緯は、兵庫県及び市が平成 27 年度に実施した小戸・川西作業所に対する監査の結果、国の定める運営基準に反する不適切な状況が確認された事によるものである。

この度上記基本協定書の当該条項の実施状況について尋ねたところ、平成 28 年 7 月から令和 4 年度まではほぼ毎月改善報告書が提出され、必要に応じ助言等を行っているとのことであった。しかし、5 年度以降は市が報告は不要であるとの扱いにしたにも関わらず、協定書の当該条項の見直しがなされていなかった。

協定書の内容を確認し適正に実施されているかの確認は双方の仕事である。同協定書の各条文を再度確認するとともに適正な事務改善に取り組まれない。

(9) 指定管理に係る基本協定書について

ア 「川西市社会福祉施設指定管理者選定要項（令和 3 年 9 月）」の 7 には指定管理者と市の主な責任分担について、例えば修繕の規模（30 万円以上・未満）によって責任分担の区分が異なるなど詳細に記載されているが、基本協定書では規定されていない。しかしながら実地調査では以前から慣例で 30 万円未満の修繕は市社協で 30 万円以上の修繕は市で負担しているとの回答を得た。同協定書第 1 条の目的に則り市と市社協における指定管理施設の適正かつ円滑な運営に向けて、双方協議の上、各々の責任区分を明確にされたい。

イ 基本協定書の第 20 条第 2 項「個人情報保護に関する法律及び市個人情報保護条例の規定に準拠し、（以下略）」とある。市個人情報保護条例は令和 4 年度で廃止されているが、現在においても条文変更がなされていない。同条例廃止後は個人情報保護法に則って行っているものの、速やかに変更されるとともに、日頃から情報管理を徹底し変更が生じた際は遅滞なく事務処理を行うよう留意されたい。

ウ 基本協定書第 33 条第 2 項では「乙（社会福祉協議会）は、事前に非常時のマニュアルや緊急連絡網の作成等、非常時に対応できる体制を整備し、これを甲（市）に届け出なければならない。」と規定されているため、非常時のマニュアル等を求めたところ作成されていなかった。作成状況について確認したところ、緊急連絡網については作成しており、感染症 B C P（事業継続計画）、自然災害における B C P 等の全体マニュアルは令和 5 年度中に完成するとの回答を得た。令和 6 年能登半島地震が発生し、南海トラフ地震の発生も危惧される中、福祉避難所となる施設もあることから、早急に非常時マニュアルの策定を行い施設の危機管理体制を補

完されたい。

エ 基本協定書第 24 条第 1 項では、毎年度終了後 2 箇月以内に市へ年次事業報告書を提出することとなっており、令和 4 年度の事業報告書の提出日が分かる書類の提出を求めたところ確認できなかった。市社協に確認したところ事業報告書は毎年 6 月開催の決算理事会での議決を得てから提出しているため基本協定書第 24 条に規定されている期日には提出はできないとの回答を得た。基本協定書は市と市社協双方が協議して決定した内容であるため、困難な事象が発生しているのであれば双方協議の元、実態に即した内容に改められたい。

(10) 各施設における指定管理料について

令和 4 年度の各施設の指定管理料について、施設によっては期中の変更協定により多額の増減が発生している。県・市からの物価高騰対策支援金の増加や新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の変更部分はあるものの、常に各施設の状況（設備や備品で耐用年数超の物の修繕や取替の必要性等）の確認を行うとともに社会情勢（賃金改定や増税等）の影響等を十分調査し、精緻な指定管理料の算出を行うよう留意されたい。

(11) 指定管理施設の維持管理について

各施設の修繕計画の策定や危険箇所等の把握について質疑を行ったところ、修繕計画の策定は行っていないが、各施設の修繕必要箇所は内容を精査し、施設マネジメント課に依頼をし順次工事・修繕を行っているとのことであった。しかし本来実施しなければならない修繕について確認したところ、一部施設においては老朽化が顕著であり、運営上、障害の発生が危惧されるため、その対応策を十分にとることが必要であることが判明した。当該施設については、現在、施設の方向性について協議中とのことから、現在策定中の「公共施設等総合管理計画」の中で方向性を示す等、施設入所者や近隣住民に影響を及ぼさないよう施設の安全管理に取組まれたい。

9 まとめ

市社協は、「“暮らしつづける” 想いが叶うまち かわにし」を福祉目標に、地域住民の福祉意識を高め、地域の様々な福祉課題を住民自らが明確にし、解決に向けて取組を行う地区福祉委員会活動の支援を通じた福祉コミュニティの実現をめざしている。また、近年、急速に進む少子・高齢化、核家族化に伴う複合的な福祉課題の解決や市内9施設の指定管理者として福祉サービスにおける資質向上に努めている。

市社協の会員会費収益と人件費は平成28年度から減少傾向にあり、事業活動に必要な収益の増加や人材育成、人材確保が課題となっている。このため市社協では会員獲得に向けてさまざまな取組を行っているが、会員会費については市社協会員規程に則った制度となるよう整理をした上で更なる会員獲得を行われたい。また、人材育成に向けては令和2年度から総合職員転換制度を創設し、専門職員から総合職員へ転換する取組をはじめているが、それだけでは若手職員が不足しており、福祉の専門的知識等の継承に向けた人材確保に早急に取り組まれない。

また、市社協職員への給与の誤支給・未支給や勤怠管理システム導入の完了報告について、市社協の人件費の一部や勤怠管理システム導入経費は社会福祉協議会補助金の算定根拠となり市補助金収入となるため、人件費の事務で変則的な事例が発生した場合には所属長や給与担当者において確認を徹底し、新たな事業を行う場合は市に対して事業の進行状況を報告するなど規定等を遵守した適正な事務処理が行われる仕組みを構築されたい。

現金の管理方法について、硬貨で受け取って確認に時間がかかる場合は一旦預かり証を発行し、後日領収書を送付していたが、受領額の認識の差異等のトラブルを防ぐため、できるだけ受け取りの際に領収書を発行するよう取扱われたい。また、一部の領収書は運用上連番を付すことが難しいとのことであったが、領収書は当初から連番を付して管理することで、受領した現金が漏れなく計上され、不備や不正がないかの確認機能が働くものである。会計の透明性を確保するためにも、あらかじめ連番を付した領収書を発行できるような運用方法を検討されたい。

次に、指定管理者として、一部の管理施設において老朽化により運営上障害の発生が危惧される箇所が判明する等、市との協定書に則った事業運営がなされていないことが見受けられた。市社協、市所管部局双方における管理体制の強化や協定書等を遵守する意識の向上を図るとともに、市所管部局においては、指定管理事業に対し随時モニタリングを実施する等、補助金執行者としての信頼性の確保に努められたい。

今後も地域福祉の推進者として、市、地域住民、事業者との連携を強化し、包括的支援体制の構築等による地域共生社会の実現に向けた役割を果たされることに期待する。